

岩手県告示第596号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定に基づき、岩手県立美術館企画展の観覧券の販売に係る収入金の収納に関する事務を令和6年4月1日次の者に行わせることとした。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

受託者	
住 所	名 称
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソンエンタテインメント
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンドリーム・ドットコム
岩手県盛岡市内丸10番1号	岩手県庁生活協同組合
岩手県盛岡市菜園一丁目10番1号	株式会社川徳
岩手県盛岡市盛岡駅前通1番44号	盛岡ターミナルビル株式会社
岩手県北上市北鬼柳19地割68番地	協同組合江釣子ショッピングセンター
岩手県滝沢市土沢220番地3	いわて生活協同組合
岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番23号	株式会社東山堂
岩手県盛岡市大通二丁目2番15号	株式会社さわや書店
岩手県盛岡市菜園一丁目8番15号	合同会社ホームシックデザイン